

議第 26 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画（平成 28 年 3 月 9 日策定）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変更前	変更後
<p>1 計画策定の趣旨 略 本計画は、平成 24 年 6 月 27 日に同法の期限が 5 年延長されて平成 33 年 3 月 31 日までになったことに伴い、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、当該区域の自立促進に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第 1 基本的な事項</p> <p>1 過疎 5 地域の概況 略</p> <p>2 過疎 5 地域の人口及び産業の推移と動向 略</p> <p>3 行財政の状況 略</p> <p>4 地域の自立促進の基本方針 略</p> <p>5 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（5 か年）</p> <p>6 公共施設等総合管理計画との整合 略</p>	<p>1 計画策定の趣旨 略 本計画は、平成 24 年 6 月 27 日に同法の期限が 5 年延長されて令和 3 年 3 月 31 日までになったことに伴い、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、当該区域の自立促進に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>第 1 基本的な事項</p> <p>1 過疎 5 地域の概況 略</p> <p>2 過疎 5 地域の人口及び産業の推移と動向 略</p> <p>3 行財政の状況 略</p> <p>4 地域の自立促進の基本方針 略</p> <p>5 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで（5 か年）</p> <p>6 公共施設等総合管理計画との整合 略</p>

第2 産業の振興

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振 興	(1) 略	略	略	
	(2) 漁港施設	略	略	
		港整備交付金事業（蒲刈町地域） 防波堤改良（宮盛地区）	県	
		略	略	
	(4) 略	略	略	
(8) 観光又は レクリエー ション	略	略	略	
	やすらぎ交流施設整備事業（倉橋 町地域）	市		

第2 産業の振興

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振 興	(1) 略	略	略	
	(2) 漁港施設	略	略	
		港整備交付金事業（蒲刈町地域） 防波堤改良（宮盛地区）	県	
		水産基盤整備事業（蒲刈町地域） 浮棧橋改良等（宮盛地区）	市	
		略	略	
(4) 略	略	略		
(8) 観光又は レクリエー ション	略	略	略	
	やすらぎ交流施設整備事業（倉橋 町地域）	市		

		農村体験施設整備		
		略		略
(9) 略		略		略

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第3 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通通信 体系の整 備,情報化 及び地域 間交流の 促進	(1)～(2) 略	略	略	
	(6) 電気通信 施設等情報 化のための 施設	略	略	

		農村体験施設整備		
		くらはし産業館万葉の里整備事業 (倉橋町地域) 建物設備等改修		市
		略		略
(9) 略		略		略

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第3 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通通信 体系の整 備,情報化 及び地域 間交流の 促進	(1)～(2) 略	略	略	
	(6) 電気通信 施設等情報 化のための 施設	略	略	

	有線テレビジョン放送施設	略	略		有線テレビジョン放送施設	略	略
					<u>その他</u>	<u>情報通信基盤整備助成事業（全域）</u> <u>情報通信基盤整備への助成</u>	<u>市</u>
(11)	過疎地域自立促進特別事業	略	略	(11)	過疎地域自立促進特別事業	略	略
		生活交通路線維持事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 地域住民の主要な交通手段である民間バス路線に対し運行補助を行い、路線の維持確保を図る。	市			生活交通路線維持事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 地域住民の主要な交通手段である民間バス路線に対し運行補助を行い、路線の維持確保を図る。	市
						<u>安芸灘大橋通行料助成事業（下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域）</u> <u>安芸灘地域に居住する18歳以下の者が属する世帯に対し、通行料の一部を助成し、定住・移住の促進を図る。</u>	<u>市</u>
		略	略			略	略
(12)	略	略	略	(12)	略	略	略

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第4 生活環境の整備

略

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進並びに医療の確保

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
高齢者等 の保健及 び福祉の 向上及び 増進	(8) 略	略	略	
医療の確 保	(1) 診療施設 その他	医療機器整備事業（下蒲刈町・蒲 刈町・豊浜町・豊町地域） 公立下蒲刈病院医療機器整備	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第4 生活環境の整備

略

第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進並びに医療の確保

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
高齢者等 の保健及 び福祉の 向上及び 増進	(1) 高齢者福 祉施設	高齢者生活福祉センター整備事 業（蒲刈町地域） 蒲刈高齢者生活福祉センター 設備等改修	市	
	(8) 略	略	略	
医療の確 保	(1) 診療施設 その他	医療機器・施設等整備事業（下蒲 刈町・蒲刈町・豊浜町・豊町地域） 公立下蒲刈病院医療機器整備・ 設備等改修	略	

(3) 略 略

略

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第6 教育の振興

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 略	略	略	
	(4) 略	略	略	

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第7～第9 略

(3) 略 略

略

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第6 教育の振興

1 現況と問題点

略

2 その対策

略

3 計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5か年））

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 略	略	略	
	(3) 集会施設, 体育施設等 その他	倉橋グラウンド整備事業(倉橋町地 域) 建物設備等改修	市	
	(4) 略	略	略	

4 公共施設等総合管理計画との整合

略

第7～第9 略

(提案理由)

過疎地域自立促進計画に過疎地域の振興に必要な事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、この案を提出する。